

第3節 被災者等の生活再建等の支援

第1項	生活相談窓口
第2項	女性のための相談
第3項	雇用機会の確保
第4項	義援金品の受付及び配分
第5項	被災者の生活確保計画
第6項	郵政事業の特例措置
第7項	租税の徴収猶予及び減免等
第8項	災害弔慰金等の支給等

第1項 生活相談窓口

1. 生活相談窓口

生活相談窓口については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第1項「生活相談窓口」に準ずる。

第2項 女性のための相談

1. 女性のための相談

災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第3項 雇用機会の確保

1. 雇用機会の確保

雇用機会の確保については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第2項「雇用機会の確保」に準ずる。

第4項 義援金品の受付及び配分

1. 義援金品の受付及び配分

義援金品の受付及び配分については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第3項「義援金品の受付及び配分」に準ずる。

第5項 被災者の生活確保計画

《 基本方針 》

多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

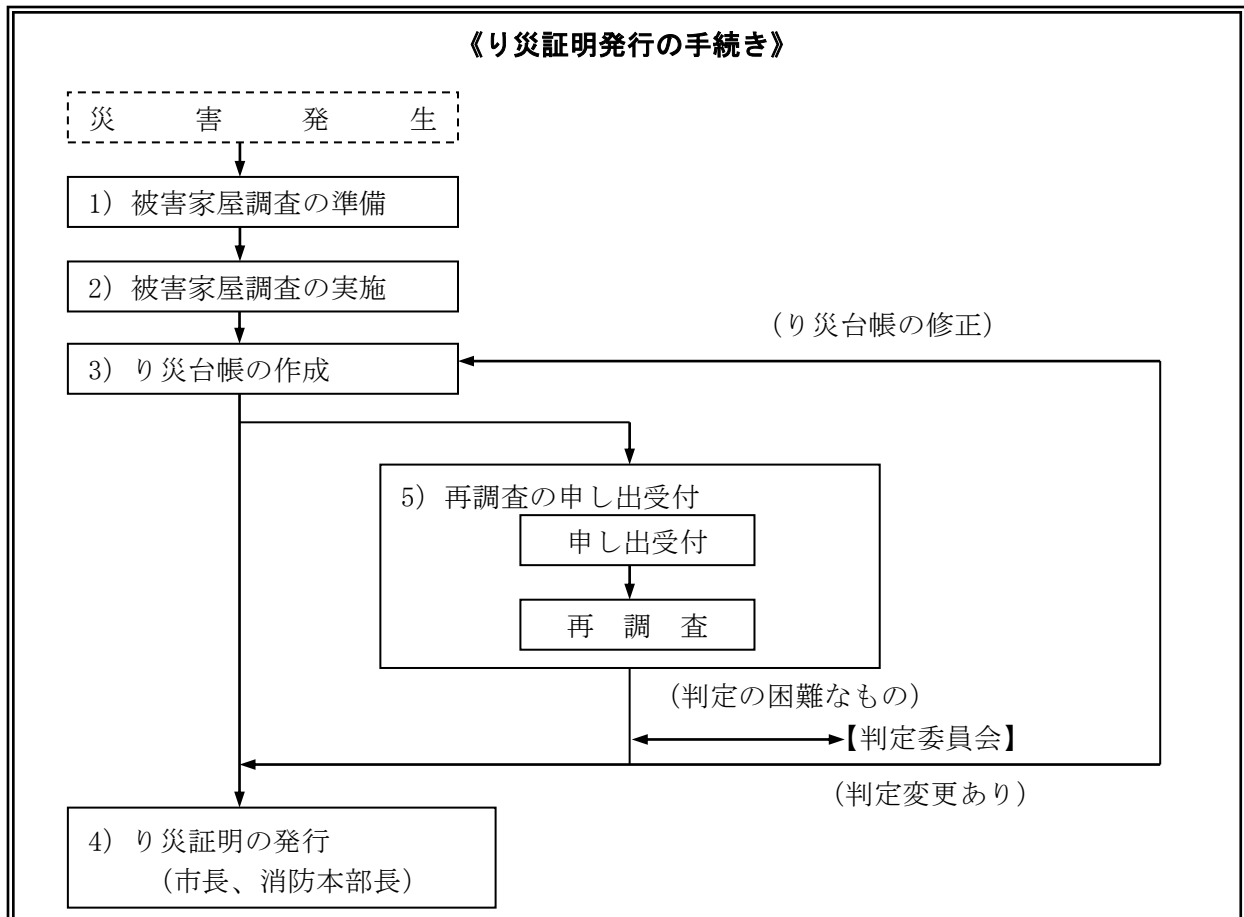
災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の貸付制度について、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

1. 被災者の生活確保計画

(1) り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1) り災証明の発行手続き



- 2) 被害家屋調査の準備
 - 被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。
 - ア. 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。
 - なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
 - イ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
 - ウ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。
 - 3) 被害家屋調査の実施
 - ア. 調査期間
 - 初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。
 - なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。
 - イ. 調査方法
 - 被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。
 - 4) り災台帳の作成
 - 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。
 - 5) 再調査の申し出と再調査の実施
 - 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。
 - なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。
 - 6) り災証明に関する広報
 - り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。
- (2) 生活確保資金の貸付
 - 低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として、災害救助法の適用に至らない程度の災害等により、負傷し、または住居、家財等に被害を受けた低所得世帯ため、県が貸し付ける資金である。
 - 災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。
 - (3) 災害援護資金の貸付
 - 災害援護資金の貸付については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第6項「災害弔慰金の支給等」に準ずる。
 - (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置
 - 義援金品の受付及び配分については、一般災害対策編 第4章 第2節「民生安定計画」第6項「災害弔慰金の支給等」に準ずる。

第 6 項 郵政事業の特例措置

1. 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する他、一般災害対策編 第 4 章第 2 節「民生安定計画」第 4 項「郵政事業の特例措置」に準ずる。

第 7 項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 租税の徴収猶予及び減免等

租税の徴収猶予及び減免等については、一般災害対策編 第 4 章第 2 節「民生安定計画」第 5 項「租税の徴収猶予及び減免等」に準ずる。

第 8 項 災害弔慰金等の支給等

1. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給については、一般災害対策編 第 4 章第 2 節「民生安定計画」第 7 項「り災証明の発行」に準ずる。

2. 被災証明の交付体制の確立

市は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付するものとする。